

雇用保険受給者のみなさまへ

～失業期間中に就労等を行った場合のQ&A～

※本紙は雇用保険の申請手続き（資格決定）後の方に向けてご案内となります。「雇用保険の失業等給付受給者のしおり」と併せてご利用ください。

原則、週20時間以上の就労等を行った場合、就職となります。また、自営業を営むこと（事前準備を含む）、役員に就任する場合等も就職となることがあります。就職の詳細につきましては雇用保険給付課の窓口にお問い合わせください。

ここでは、週20時間未満の就労等を行った場合についてご案内させていただきます。

Q. 就労とは？（失業認定申告書のカレンダーに○印をする場合）

A. ①事業主に雇用され、1日の労働時間が4時間以上である場合

②自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として1日の労働時間が4時間以上である場合

る場合

Q. 短時間就労または手伝いとは？（失業認定申告書のカレンダーに×印をする場合）

A. ①事業主に雇用された場合、自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除く）である場合

②自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として1日の労働時間が4時間以上だったが、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満であった場合

Q. 友人・知人の手伝いを行ったが、まだ、報酬はもらっていません。就労等の申告は必要ですか？

A. 報酬の有無にかかわらず、必ず失業認定申告書で就労等の申告は必要となります。

Q. 就労を行った場合の基本手当の支給はどうなりますか？

A. 就労している日の基本手当の支給はありません。ただし、支給されなかった日数分の基本手当

は、受給期間満了年月日までの間であれば、支給残日数として残りますので、その後の失業して

いる日（受給期間満了年月日までの間）に改めて基本手当として支給されます。

なお、収入があった場合、失業認定申告書2欄の記載の必要はありません。

→裏面へ続く

Q. 短時間就労または手伝いを行った場合の基本手当の支給はどうなりますか？

A. 短時間就労または手伝いをしている日の基本手当は支給されます。ただし、収入を得た場合、収入金額に応じて基本手当が減額または不支給になることがあります。減額されて基本手当が支給された場合であっても、所定給付日数から差し引かれることとなります。基本手当が不支給となった場合は、就労を行った場合と同じ取り扱いとなります。

なお、収入があった場合、失業認定申告書2欄の記載が必要となります。

Q. 給付制限期間中に就労等を行った場合、その後の基本手当の支給に影響はありますか？

A. 給付制限期間中の就労等は基本手当の支給に影響はありませんが、週20時間以上の就労等を行った場合、就職となり、その後の就職している期間は、基本手当の支給はありません。

ただし、就職した後に、再び離職した場合は、離職日の翌日以降、ハローワークに来所いただき、再就職の手続きを行うことにより基本手当の支給を受けることも可能です。

詳細は「雇用保険の失業等給付受給者のしおり」40ページを参照してください。

なお、必ず失業認定申告書1欄に就労等を行った日を記載する必要がありますので、就労等を行った日をご自身で管理するようお願いします。